# 中部大学大学院 国際人間学研究科レポート

2016 Vol.8

加州金工工工作位

■海の境界 加々美康彦

■「保童円」について 越川次郎

■大学生における東日本大震災の心理的影響と学生支援 ─ 堀

■遍在する地理空間情報 様々な「境界」の消失 ―― 渡部展也



■Widows in Contemporary Society ——— Thapa Kabita

■日本語話者、英語話者、バイリンガルのVOTに関する一考察

- 加藤哲朗

囯

■対華二十一カ条要求と列国条約の比較 -

- 佐々木陽平



- ■シンポジウム:下街道一宿場と文化の歴史を訪ねて―
- ■シンポジウム:「テロリズムの時代を考える」



- ■第4回「院生の力」研究報告会
- ■2015年度修士論文審査発表会

中部大学大学院国際人間学研究科 Chubu University Graduate School of Global Humanics



# ごあいさつ

小誌の誌名 GLOCAL は、GLOBAL と LOCAL を合わせてつくった造語ですが、これはグローバル・国際(G)とローカル・局地・地域(L)をともに重視する本研究科の精神を体現した言葉でもあります。GとLは対極的な位置にあるように見えて、実は意外に近い関係にあるといえます。国際的な交通・通信手段の飛躍的発展にともない、G は遠慮なくLの領域に入り込むようになりましたが、Lもまた以前に比べると気軽にGの世界に飛び出していけるようになったからです。どこまでがGで、どこからがLなのか、両者を分ける境界が曖昧になりつつある。もはや明確な境目など存在しないのではないかと思われるほど、両者は互いに入り組んだ関係にあるように見えます。

小誌本号には、「境界」や「境目」を種々の側面から取り上げたエッセイが幾編か載っています。人と人との間を隔てる垣根や境界は薄れていっても、国と国の間ではそうもいかず、領土や領海を区切る境界線はむしろ強調されるようになった。そうかと思えば、コンピュータ技術の高度な発展にともなってバーチャル空間が現実空間の中に入り込むようになり、仮想と現実が融合した世界がいつの間にか生まれている。これらは、依然として「境界」にこだわる人間の本性と、「境界」を乗り越えてむしろ異次元空間を押し広げようとする人間の熱意が、葛藤しながらもともに存在することを示しています。

「境界」を地球表面や地図などの空間的次元ばかりでなく時間という次元も含めて考えれば、時間の境目つまり歴史的な時代区分の問題が浮かび上がってきます。のちの社会に大きな影響を与えることになる巨大地震や津波がもたらした災害や、国家間の戦争にもつながっていった政治的軋轢は、時代や社会を画する分水嶺といえるでしょう。忌まわしい遠い過去のものと思われていたテロリズムが、以前とは比べものにならないほど強力な爆破力をともないながら頭をもたげ、グローバル社会を震撼させているのが、現代という時代です。唯我独尊の境界線を勝手に引き、過去の歴史に学ぼうとしない愚かしい時代錯誤をすぐにとめるだけの知恵を、現代人はまだもっているとはいえません。

グローバルとローカル、リアルとバーチャル、過去と現代、先進国と途上国などなど、境界や境目があるようで実は曖昧な、そんな不可思議で不安定な世界の中で、われわれは日々を送っています。混沌とした現代社会をどのように生きていくべきか、そのよすがとなる羅針盤を求めて日々、教育・研究に励んでいる本研究科の活動の一端を、小誌を通してご理解いただければ幸いです。

2016年3月1日

林 上 (国際人間学研究科長)







# 国際人間学研究科 国際関係学専攻 准教授加 々 美 康 彦 (KAGAMI Yasuhiko)

関西大学大学院法学研究科公法学専攻博士課程後期課程単位取得満期退学。修士(公法学)。専門は国際法、海洋政策。国土交通省「海洋管理のための離島の保全・管理・利活用のあり方に関する検討委員会」、環境省「海洋生物多様性保全戦略専門家検討会」をはじめ多くの委員を歴任。著書に『海洋保全生態学』(講談社、共編著)、『海洋境界画定の国際法』(東信堂、共著)など多数。



# 海の境界



## Seamless Sea in the Political World

地球表面の7割を占める海は、シームレスに繋がっている。海水は約2000年かけて世界を循環するが(海洋大循環)、2011年の東日本大震災で海に流れ出した数百トンもの瓦礫がミッドウェー諸島周辺に到達するには1年もかからない。マリアナ諸島付近で孵化したレプトケファルスは、海流に乗ってフィリピン沖、台湾沖を成長しながら北上し、日本にたどり着けば川を遡上してウナギになる。北海道の川を下ってオホーツク海に出た鮭は、北太平洋、ベーリング海と移動し、アラスカ湾まで旅をした後、数年かけて北海道に帰ってくる。海に境界はなく、水も生き物も、旅券を持たずに自由に行き来する。

このように膨大な海とその資源を、人間が一括して管理することは困難である。そこで「海の憲法」とも呼ばれる1982年国連海洋法条約(以下、条約)は、海洋を、低潮線から12海里(約22km)までを領海、24海里(約44km)までを接続水域、200海里(約370km)までを排他的経済水域(以下、EEZ)、その海底を大陸棚、さらに200海里以遠の水域を公海、その海底を深海底というように分割して管理を行うとしている。

これら境界は、自然とは無関係に政治的に 決定された距離に基づき引かれたものである。そして条約は、これらの海域毎に、沿岸国、 寄港国、軍艦、潜水艦、商船…など、様々な 行為主体が行使できる権限を、詳細(時に曖昧)に定めることで、管理制度を構築している。

しかしながら、海水も瓦礫も、レプトケファルスも鮭も、政治的に引かれた海の境界を遵守してはくれない。ここで、自然と政治が衝突する。私の専攻する海洋法ー国際法の一部門であるーが直面する大きなテーマの一つは、まさにこの自然と政治の衝突である。

本稿では、その幾つかを紹介したいと思う。

### Straddling Stock

カナダ東端ニューファウンドランド州沖合には、グランド・バンクスと呼ばれる遠浅の好漁場が広がる。主に漁獲されるのはカラスガレイという白身魚である。カナダは、その分布範囲を囲い込むため、EEZ導入に最も尽力した国の一つである。念願果たしたカナダでは、1980年代後半以降、カラスガレイ漁がブームとなり、多数の漁船が魚を追いかけた。

しかし、カラスガレイはEEZの境界線に 頓着せず、季節的にEEZを越えて公海に移 動する性質を有する。これに着目したスペイ ン漁船が、大西洋を越えてカナダのEEZの 外側の公海で濫獲を始めた。公海では沿岸国 (カナダ)の管轄権が及ばないからである。

カナダではこれが大問題となり、政府はついに実力行使に出る。1995年3月9日、自国EEZのすぐ外側で漁獲していたスペイン漁船エスタイ号を(4時間追跡の末)拿捕し、自国

法に基づき船長に有罪判決を下し、船体を没収した。条約上、カナダは公海上で他国漁船を拿捕できない。明らかな国際法違反であった。

スペインは直ちに国際司法裁判所(ICJ)に 提訴する。しかし、カナダは上記行動をとる 直前、ICJに対して、本件に関する訴訟には応 じないとする宣言を済ませていた。結果、ICJ は裁判管轄権なしとの判断を下し、カナダは 放免となった(1998年エスタイ号事件判決)。

スペインの提訴から約半年後、いわゆる「ストラドリング・ストック協定」(国連公海漁業実施協定)が成立する。「ストラドリング・ストック」とは、EEZの境界を跨いで(straddle)その内外双方に存在する法的魚種で、まさにカラスガレイはこれに当てはまる。

協定交渉では、漁業規制措置をEEZの内外で一貫させるべきとの合意が生まれたが、EEZの措置を公海にも及ぼして一貫性を確保すべきとする沿岸国(遠浅の好漁場を持つカナダや豪州)と、(別途条約で設ける)公海の措置を沿岸国のEEZ内にも適用すべきとする遠洋漁業国(スペインや日本等)が鋭く対立した。

結局、いずれにも解釈できる玉虫色の規定ながら、「一貫性の原則」(第7条)という規定が導入され、一応の解決を見た。これが、私が大学院で最初に書いた論文の論題であった。「国連公海漁業実施協定第七条における一貫性の原則」「関西大学法学論集」第50巻4号(2000年)。

## Marine Protected Area

1992年に採択された生物多様性条約(以下、CBD)は、世界の環境保護の意識を大きく変えた。すなわち、海洋法条約は船舶による汚染(油濁等)の汚染防止を主目的とするのに対し、CBDは汚染とは無関係に、ありのままの自然(生態系、生物多様性)の保全を目的とするからである。今や190カ国以上が加盟するCBDは、その第8条で、保護区の設定による保全を求めている。

これを受けて、世界では海に保護区を設ける実行が活発化する。すなわち、海洋保護区 (Marine Protected Area. 以下MPA) である。MPAは昔から各国で禁漁区などの形で存在していたが、CBD以降のMPAには海洋生態系の保全目的が与えられ、面積は巨大化し、規制も厳格となる傾向が見られる。

ここで問題が生ずる。海洋法条約は、船舶の自由通航を至上の利益と位置づけており、既に見たEEZなどの海域区分以外に、海を再区分することを嫌う。ある区域でAの規制、別の区域では相反するBの規制が及ぶとなれば、自由通航はおぼつかなくなるからである。

こうした中で、米国が興味深い実行を見せている。2006年、ブッシュ大統領は、北西ハワイ諸島(ハワイ主要8島の西に広がる10の無人島)の各島中心から直径50海里に及ぶ巨大なMPAを設定した。パパハナウモクアケア海洋国立記念碑といい、豊かな固有種を支える生態系、生物多様性の保全を目的とする。

このMPAでは、設定から5年以内に全面禁漁となり、鉱物資源の開発も禁止される。また、この海域を通航する船舶は、遅くとも72時間前までに通告する義務を負う。ある環境NGOの代表は、このMPA設定は「ブッシュ大統領在任中の唯一の善行」だと賞賛した。

ただし、これらの保全措置は、米国の市民及び船舶にのみ適用があり、外国船には適用されない。海洋法条約がそうしたアクセス規制を好まないことへの配慮と考えられる。もっとも、外国船舶に適用がなければ効果が半減する。そこで、米国は外国船舶に影響を及ぼすため、国際海事機関(IMO)に働きか

け、「特別敏感海域(以下、PSSA)」との認定を取り付け、海図上にその旨を記載することで、全世界に周知した。

米国はさらに、このMPAを世界遺産に登録する。しかも、複合遺産としてである。有史以来の無人島であるにも拘わらず文化遺産の要素を持つ理由とは、同地がハワイ先住民の宇宙観(cosmology)の拠り所であり、先史時代の遺跡が多数点在することなどであった。

こうして北西ハワイ諸島周辺海域には、条約に基づく既存のEEZの境界の他、海洋国立記念碑、さらにはPSSAの境界と世界遺産の境界が加えられたのである。

米国の先例は他国に急速に波及しているが、これは既存の政治的境界が生物多様性の保全には限界があり、通航利益よりも生態系の保全が優越するとの意識の芽生えを示す。但し、巨大MPAは、管理の実効性に問題を抱える。

以上が、私が過去10年に手がけた主な研究内容である。その成果の一部は、本邦初の海洋保全生態学のテキストで整理した(加々美ほか編『海洋保全生態学』(講談社、2012年)。また、2011年には、日本で生物多様性保全目的のMPAを発展させるための国家戦略(環境省「海洋生物多様性保全戦略」)が採択されたが、私はその検討委員として審議する機会に恵まれた。

### Biodiversity Beyond National Jurisdiction

条約がEEZを導入したことで、地球の海洋の約半分は、いずれかの沿岸国のEEZとなった。残り半分は公海であり、その海底は深海底である。公海も深海底も、国家の管轄権が及ばない海域である。先述のように、公海では自由原則に基づき、いずれの国も主権を主張できず、他国船舶に規制を及ぼしえない。深海底も同様で、海底と鉱物資源は「人類の共同の財産(以下、CHM)」と位置づけられ、探査・開発は、ジャマイカに本部を置く国際海底機構(以下、ISA)が管理を担い、各国の一方的な探査・開発は許されない。

2000年代に入り、国家管轄権外の区域の 生態系に関する科学的知見の蓄積や、技術の 進歩により商業開発が現実味を帯びてきたことから、環境NGO等が中心となり、生物多様性の保全の必要性が主張されるようになった。すなわち「国家管轄権外の生物多様性(Biodiversity Beyond National Jurisdiction. 以下、BBNJ)」の保全である。

現状、公海では幾らかの海域で地域的漁業機関が設立され資源管理を行っているが、生物多様性の保全は多くの場合、考慮外である。 深海底でも、ISAの権限は鉱物資源のみに及び、生物資源や生物多様性の保全は権限外との主張もある。

そこで、BBNJ保全推進派は、保全手段としてMPAの設定を強く主張する。いわば、公海や深海底に新たな境界を追加する案である。これには、国家管轄権外の区域で誰がどのようにMPAを設定、管理するのか、アクセスや開発を規制する場合に公海自由原則やCHM原則といった既存の制度とどのように整合させうるのかなど、複雑な問題が生ずる。

2015年6月、長い準備討議の末、国連は、BBNJに関する新協定を策定する方針を打ち出した(私は、現在この問題に関する大がかりな研究プロジェクトに携わっている)。このように、困難を分割したはずの海の境界は、皮肉にも新たな困難を数多く生み出している。

### From reader to author

本稿の執筆依頼を受けた際、「研究内容の紹介」と「学部生が大学院に進学して研究を深める意義」に触れよとの指示を頂いた。前者は済ませたが、後者は難題である。私自身、意義を見出せているのか心許ない。そこで、意義を述べるのに代えて、自分の研究を振り返って、雑駁ながら感想を述べてみたい。

学部生の頃の勉強とは、「読むこと」であった。 偉大な先人の文を読み、理解することが勉強であった。 しかし大学院に入り、読むこと以上に「書くこと」に比重が移った。 学問の受け手から、作り手に移ったと言っても良い。 大学院は「受け手」と「作り手」の境界なのだろう。 周到に準備した論文は、社会さえ動かせる。これが、研究の醍醐味と感ずる。





# 国際人間学研究科 言語文化専攻 准教授 越 川 次 郎 (KOSHIKAWA Jiro)

2003年、成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻博士課程後期単位取得退学。日本民俗学。民間医療や売薬を主な研究対象としている。ここ数年、木曽川を学際的に研究する「木曽川学」に参加し、専ら木曽川沿岸地域の民間信仰について実地調査を積み重ねていた。昨年から、寺院売薬の研究を再開し、仕事の合間に寺院で販売されている薬を訪ね歩いている。



# 「保童円」について



#### はじめに

筆者の専門は民俗学で、特に民間療法、なかでも寺院が販売する薬に関心を持っている。本稿では、名古屋とその周辺地域で販売されていた寺院売薬「保童円」について、民間療法との関わりを視野に入れながら紹介する。売薬に関する研究は、富山売薬や越後の毒消しなど有名なものは数が多いが、この地域の売薬に関しては「愛知県薬業史』〔深谷1965〕がほぼ唯一のものと言って良いだろう。むろん、民俗学から検討を加えたものは皆無である。本稿では、断片的に知られている名古屋における江戸時代の寺院売薬「保童円」について整理したうえで、予備的な考察を民俗学的視点から進めていきたい。

### 寺院売薬の歴史

清水藤太郎は、売薬が具体的にいつから始まったかについては判然としないとするものの、「売薬は昔は医師、神官、僧侶の如き社会上地位のあるものが創製し、家伝秘法、神仏の託宣等と称して世人の信用を得るにつとめた。従って多くは寺院等から販売された。」と述べ、売薬初期は、寺社などがそれを行っていたとしている〔清水 1949 171〕。これに関して、宗田一はその時期を中世以降とし、荘園制解体に伴う経済基盤圧迫への対応策として寺院が始めたとしている〔宗田

1993 25).

売薬が隆盛を極めたのは、幕府によって売 薬がさかんに奨励された享保期頃とされてい る (清水 1949 193)。その形態は、富 山売薬に見られるような藩が関与していたも のから、香具師が売るもの、寺院や山伏など 宗教者が売るもの、家伝薬など多様であった。 明治時代にはいると「売薬取締規則」により 宗教的要素を持つ売薬は禁止されたが、事実 上は黙認状態であった〔清水 1949 200〕。家伝薬や寺院売薬に決定的な影響を 与えたのは、昭和51年(1976)のGMP(医 薬品の製造管理および品質管理に関する基 準) 実施である (越川 1999 67)。 GMPは、それに明記はしていないものの、 実質的に製薬工場での製造を義務付けてお り、これにより寺院売薬の多くが消滅する運 命を辿った〔越川 1999 70〕。

# 寺院売薬と「保童円」

江戸時代には、名古屋においても多くの売薬店が軒を連ねていたことが知られている。 天保一五年(1844)成立の『尾張名所図会』には、様々な売薬が紹介されていることからも、そのことがうかがえる。筆者は『愛知県薬業史』に紹介されているものや、その他の資料から名古屋を中心に売薬を抽出、整理した。紙幅の関係上それらの詳細は割愛するが、本稿ではそのなかから寺院が関与していると 思われる売薬「保童円」に注目したい。「保 童円」は名古屋やその周辺地域のみに存在し ていた薬ではなく、広く一般的に知られてい たようである。「保童円」は名古屋と周辺地域以外では、特に寺院と関係があるわけでは なく、吉岡信がまとめた売薬の一覧表にも同 名の薬が存在するが、特に寺院との関係は見 られない(吉岡 1989)。このことから「保 童円」と寺院の結びつきは、この地域の特徴 と見て良いだろう(一覧表参照)。次にこれ らの「保童円」について見ていきたい。

法雲山金剛寺は、万屋町(名古屋市中区)に位置する臨済宗の寺院(妙心寺末)である(『尾張名陽図会』)。建立年は明らかでない。『金鱗九十九之塵』には「名薬保董円」として「本尊薬師仏の御夢想也」とある。高力種信による『尾張名陽図会』(文政年間成立)には、「保童円」とあり、「本尊薬師仏の夢相にて製せしといふ」と述べられている。いずれも、本尊薬師如来の夢想により授かったという由来を持っており、断言はできないが「保董円」と「保童円」は同じ薬と見て良いだろう。

桂昌山久法寺は、薬師如来を本尊とする臨済宗の寺院(妙心寺末)で、現在は蔭凉寺という名称となっている(名古屋市東区)。山門に鶏の瓦が配置されていたことから「鶏薬師」と呼ばれていた。『尾張名陽図会』によると、久法寺には次のような由来がある。「元禄二年海東郡千音寺村大間山久法寺といふ禅家の庵跡を引きうつして一寺となし、中島郡

妙興寺の塔頭泰陽庵の僧を請じて住僧とす。この僧医術をたしなみ、保童円の名方を伝へて名高し。すなはち薬師を別堂に安置し、旧名を用ひて久法寺と号す。この住僧、可笑軒と言ひしが、その跡を相続する僧有り、薬法を伝へて堂守せしなり。」「泰陽庵」の僧を招いて住持として寺院とした。この僧が「保童円」を伝えたとしている。同様のことは、文政五年(1822)成立の樋口好古による『那古野府城志』にも見られる。

次の「太陽庵」は、現在も一宮市にある妙興寺の塔頭で、『全国寺院名鑑(中部編)』によると、永正・大永年間(1504-1527)に建立された臨済宗の寺院である(妙心寺末)。ここには「保童丸」という薬が伝えられていた。

尾張藩の官撰地誌で、宝暦二年(1752) 成立の『張州府志』には次のようにある。(原文は漢文)。「僧隠居し可笑軒と曰う。児を療するを以て名を得る。府下に出て召され廃宅を賜う。寺号久法寺と為す。専ら小児を療す。可笑軒後に住僧となる。還俗して医を為す。今太陽庵猶其の方を伝う。製薬し之を施す。」

先の『尾張名陽図絵』久法寺の記述にも「可 笑軒」と号する僧侶の名が見える。字は異な るが、『尾張名陽図絵』にあらわれる「泰陽庵」 は妙興寺の塔頭ということからも「太陽庵」 と同じ寺院と見て良い。

『張州府志』同様に『尾張名所図会』にも、 太陽庵では「むかしから保童丸の法を伝えて 売薬す」とあり、また、「可笑軒」が去った 後も、その製法は失われていないとある。

これらから久法寺「保童円」と太陽庵「保 童丸」が同一の薬であるとは断言できないが、 ほぼ同類の薬と判断して良いだろう。

氏長山真広寺は、浄土真宗の寺院で、『全国寺院名鑑』によると、かつては蒲焼町筋(名古屋市中区錦)にあったが、戦災により現在の地(名古屋市中区新栄)に移転した。この寺の「保童円」は「楠地蔵尊御夢想」の薬だという(『金鱗九十九之塵』)。

総見寺(臨済宗妙心寺派)は、天正十一年 清洲に建立されたものが、慶長一六年名古屋 築城に際し現在地に移転したものである(『全 国寺院名鑑』)。『那古野府城志』によると、 寺院の外で移転前の所在地名である「大しま」 という看板だけだして「保童円」を販売して いたらしい。

表 「保童円」一覧

薬名	販売者	資料名
保董円	法雲山金剛寺	金鱗九十九之塵
保童円	法雲山金剛寺	尾張名陽図会
保童円	桂昌山久法寺	尾張名陽図会
保童丸	太陽庵	張州府志·尾張志 尾張名所図会
保童円	氏長山真広寺	金鱗九十九之塵
保童円	景陽山総見寺	金鱗九十九之塵 那古野府城志

## 「保童円」と「虫封じ」

そもそも「保童円」はどのような薬なのか。 これについては、坂井賢太ら〔2005〕が興 味深い報告をしている。それによると、「五 疳保童円」・「保童円」は江戸時代以来の最も 代表的な小児薬であり、室町時代から江戸時 代の多くの処方集に収載されている〔坂井ほ か 2005 161]。これらの薬は、中国の 文献に記載されている薬で、不消化に対する 処方がされているものであったが、日本にお いては「虫」に対応する処方が現れていると いう〔坂井ほか 2005 161〕。ここでい う「虫」は「疳の虫」のことである。「疳の虫」 は不消化物から生まれた虫と考えられ、この 虫を駆除する形での処方が組まれていたので ある〔中村,遠藤,田村 2004 358〕。 すなわち、この場合「疳の虫」は、いわば寄 生虫のような実体として捉えられていた。

その一方で、「疳の虫」は霊的存在として 儀礼を行うことにより身体から出すことができると考えられていた。それが、現在でも愛 知県の寺社で多く見ることができる、いわゆる「虫封じ」行事である。愛知県では他にも 多くの寺社で「赤丸神事」「井戸のぞき」と いう「疳の虫」を追い払う行事が行われている。また、虫を出す灸も行われていた。細野 要斎による随筆『感興漫筆』の安政三年 (1856) 三月の記事には、小牧市田に所在 する真福寺(臨済宗妙心寺末)における「薬 師夢想」灸について記されている。「労症と 疳とに妙なり、労症は灸して後、しばらくありて虫出て治す」とあり、灸をすえると「労」の場合は虫が実際に出てくるとしている〔細野 1961 223〕。これらのことから、すくなくともこの地域では「虫」は、生き物と霊的存在という二つのイメージを持っていたといえる。

以上から、この地域の寺院で販売されていた「保童円」は、霊的存在である「疳の虫」に対する「虫封じ」の文脈で成立したのではないかと見ることができる。名古屋では寺院が関与しない薬舗で販売される「保童円」も存在した。こちらは実体としての「疳の虫」に対応するものだといえ、この地域では両方のイメージに対応した「保童円」が混在していたのではないか。

寺院で販売されていた「保童円」については、もう一つ留意しておかなければならない点がある。それは、先の一覧表の寺院は氏長山真広寺をのぞいて、すべて臨済宗妙心寺の末寺であったという事実である。これはこの地域の「保童円」に、何らかのかたちで臨済宗妙心寺が関与していたことを示唆している。今後の課題であろう。

#### 参考文献

- ・井萱幸代・井上幸枝2009「現代に息づく蟲一疳の 虫にみる日本人の疾病観」『東洋療法学校協会学会誌』 (33)
- ·桑山好之1960『金鱗九十九之塵』名古屋市教育委員会
- ・越川次郎1999「家伝薬の諸相とその変容―大雄山最 乗寺の「大雄丸」を事例として一」民俗学論叢 第14号 ・坂井賢太、佐藤博、中村輝子、遠藤次郎2005「小 児五疳薬の系譜〈1〉五疳保童円・保童円」「薬史学雑 誌」40-2
- · 清水藤太郎1949『日本薬学史』南山堂
- ·全日本仏教会(編) 1973『全国寺院名鑑』(中部編) 寺院名鑑刊行会
- ・宗田―1993『日本の名薬』八坂書房
- ・中村輝子,遠藤次郎,田村一至2004「日本の売薬 (1)小児五疳薬」『薬史学雑誌』39-2
- · 林英夫(編) 1984『日本名所風俗図会』6(『尾張名所図会』『尾張名陽図会』『犬山視聞図会』) 角川書店
- ・樋口好古1963『那古野府城志』名古屋市教育委員会
- ・深田正韶1969『尾張志』(下)歴史図書社
- · 深谷義雄1965『愛知県薬業史』名古屋薬業倶楽部
- · 細野要斎1961 『感興漫筆』 (中) 名古屋市教育委員会
- ·松平君山(修撰)1974『張州府志』愛知県郷土資料刊行会
- · 吉岡信1989『近世日本薬業史研究』薬事日報社



#### Profile \_

### 国際人間学研究科 心理学専攻 講師

# 堀 匡 (HORI Masashi)

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了。博士 (心理学)。臨床心理士。専門 分野は、臨床心理学、健康心理学。主に、大学生の精神的健康維持や大学不適応予防 に関する研究を行っている。



# 大学生における東日本大震災の心理的影響と学生支援



# 東日本大震災の発生と学生支援

2011年3月11日に宮城県沖で発生した 大地震とその後に引き起った津波や原発事故 など、東日本大震災の影響は広範に及び、各 地に甚大な被害をもたらした。被災県内の大 学も様々な影響を受け、震災以後、学生支援 の再整備・充実化が大学における重要な課題 の1つとなった。そして、震災の翌年度には、 各地の大学において、震災により経済状況や 生活状況が悪化した学生への授業料免除等の 経済的支援が実施された。このような緊急の 現実的支援に加えて、震災の影響を受けた学 生への心のケアという長期的な観点からの支 援も重要視されている。

震災後の学生の心理的支援に関しては、学生相談室や保健管理センターなどの大学内の学生支援機関が中心となり、支援活動が展開されている。本稿では、筆者が震災後約4年間携わった被災県内のある大学における学生相談活動を振り返り、大学生における東日本大震災の心理的影響について検討する。

### 震災当時の状況

震災当時,筆者は、東北地方のある総合大学(以下A大学とする)の学生相談機関に所属し、学生相談活動と教育・研究活動に従事していた。A大学は内陸の都市部にあったため、大学近隣の地域も含め津波の被害はな

かったが、同市内の沿岸部では大きな被害が出た。大地震発生後、都市部では、ライフラインが一時的に機能停止した。電気や水道は速やかに復旧したが、ガスの復旧には時間がかかり、1ヶ月以上の期間を要する場所もあった。建物の被害も場所によって異なっており、あまり被害の見られないところから、アパートや住居が全壊したところまで地域差が大きかった。A大学のキャンパス内でも、一部建物の倒壊や施設内機器の破損が見られ、立ち入り禁止区域となる場所があった。そのような状況のなか、新学期開始が5月に延長された。

学生に関しては、春休み中であったため、 多くの学生が帰省中ではあったが、研究などで大学に残っており、大地震を体験した学生 も少なくはなかった。また、東北地方出身の 学生が多く、被害の大きかった地域の出身者 やその地域に親類や知人を持つ学生が一定数 存在した。さらに、沿岸部出身者で帰省中に 津波を体験した学生も存在した。

本稿では、震災発生~2015年3月までの 約4年間に、震災に関する主訴および背景に 震災の影響がうかがわれる問題で学生相談機 関に自主来談した学生の相談内容に基づき、 大学生への心理的影響について検討する。

# 震災直後(震災発生~約2ヶ月) の影響と支援

震災直後、大学からの指示で学生は自宅待機となったが、3月下旬頃から徐々に大学に戻り始めた。震災発生当日に大学に残っており大地震を体験した学生は、友人と避難所に避難したり、一人で避難所に駆け込んだりした様子であった。

震災発生から新学期開始までの期間(約2ヶ月間), 震災に関する問題で学生相談機関に来談した学生は、地震体験の急性反応としての「心理・身体的症状」を訴える割合が高かった(震災に関する問題でこの期間に来談したもののうちの75%が該当)。主な症状は、睡眠の問題(不眠、中途覚醒)、余震後の身体の震え、揺れや物音への恐怖や過敏さ、不安の増大、食欲不振、吐き気、涙もろくなる、などであった。この期間はまだ頻繁に余震が発生していたため、揺れや物音に過敏になるなど過覚醒状態にあり、学生は、そのような身体的反応に異常さを感じ不安になっていた。

対応としては、震災後に起こりうる心身の 反応について説明し、「現在生じているよう な心身の症状は当然の反応であること」を伝 えて安心感を高めるような心理教育と、呼吸 法などのリラクセーション法を重点的に実施 した。多くの学生は、「異常」ではないこと を知って安堵し、短期間で反応はおさまった。 また、震災以前から学生相談機関に継続来 談していた学生の全てに安否確認と声かけの ための連絡を行った。震災発生当時は、「絆」 という言葉がよく聞かれたが、まさに震災に よって断ち切られた継続来談中の学生との 「絆」を結びなおす作業であった。

# 震災後初期(震災後3ヶ月~1 年以内)の影響と支援

震災発生から3ヶ月以降になると、震災直後のように本人の震災体験が来談時の主訴となるものばかりではなく、背景に震災の影響がうかがわれるものの、「家族関係」や「対人関係の悪化」、「就職活動の不安」など、表面的には訴えが多様化する傾向が見られた。また、震災により転居を余儀なくされ、その転居先でトラブルに巻き込まれる、震災後被災地でのボランティア活動で大きなストレスを体験するなど、震災から派生した出来事の影響を受けていると考えられる事例も散見された。このように、震災による直接的な影響ばかりではなく、間接的な影響を受けている事例の割合も徐々に増加していった。

さらに、震災の影響単体では何とか持ちこたえられていたが、卒業研究や就職活動のような急性のストレスが加わったことで、苦しくなり来談に至るというケースが見られた点も特徴的であった。実際に、震災から1年以内は、4年生や修士2年生の来談数が最も多く、現実的な課題に取り組まざるを得ない卒業期の学生は、震災の影響を特に受けやすい状態にあると考えられる。

被災の大きかった地域の出身者など大きな被害を受けた学生の来談が見られるのもこの時期であり、なかにはPTSD様の症状を示す重篤な事例も存在した。対応としては、必要に応じて、継続的なカウンセリングへの導入や、医療機関の受診へとつないだ。加えて、一時的な負担軽減が必要と判断された場合は、本人の了解を得たうえで指導教員と連携をとるなどの環境調整も適宜実施した。

自発来談学生ではないが、この時期に発生 した特異的な事態としては、被災地でのボラ ンティアに参加していた学生の不調である。 被災地で積極的に活動していた学生ボラン ティアのメンバーに疲労感が見られはじめた り、メンバー間でのトラブルや軋轢が生じた りした。いずれも、学生主体のあまり組織化 されていないボランティアの集まりであり, 被災地復興への大きな志を掲げて活動してい た。岩井(2006)は、被災者の心理状態に おいて, 震災直後~数週間あるいは数か月間 を「ハネムーン期」とし、被災者間に独特の 連帯感が生まれ、被害の回復に向けて積極的 に立ち向かい, 愛他的行動が目立つ時期とし ている。ボランティアに参加した学生たちも、 被災県内の住民である以上広い意味で震災の 被害を受けており、岩井(2006)にあるよ うな, 時期特有の高揚感や連帯感の高まり, 愛他行動の促進が見られていたと考えられ る。しかしながら、終わりの見えない活動で あるという現実に徐々に気づきはじめ、また、 周囲の期待や自分自身で思い描いていた理想 が次第に心理的負担へと変化し、精神的疲労 感やメンバー間の軋轢として問題が顕在化し 始めたと考えられる。したがって、震災以後 がんばり続けていた人に対しては, この時期 で一度ペースダウンし、がんばり方の見直し についての支援が必要と言える。

# 震災後中期(震災後1年以上経過後)の影響と支援

震災から1年以上が経過すると、震災に直接関係するような相談は激減した。学生の訴えは、「進路の迷い」や「気力の低下」などの形で表現されるようになるが、その背後に、震災の影響が潜在化し、現在直面している不安やストレス状態を底上げしているように感じられる事例が見られた。このことから、震災後中期の影響としては、震災の体験や震災後の環境変化が一種の慢性的なストレッサーとなり、急性ストレッサーへの脆弱性を高める可能性があると考えられる。

また、時間経過とともに、学生の震災体験は、個別化・複雑化していき、学生それぞれに固有の意味を持つ経験として抱えられなが

ら、通常の大学生活が送られていく様子がうかがわれた。震災に対するとらえ方には、個人差が大きくなり、その温度差に傷つく学生も存在した。特に、震災後大変な思いをした学生や元々不適応傾向が高い学生、何らかの葛藤を抱えながらなんとか学生生活を過ごしてきた学生などは、一般の学生と比べて震災後の再適応が容易でない場合がある。

また、ひとまずの区切りがつけられているように見える多くの学生にとっても、就職活動や修学上の困難、対人関係上のストレスなど、置かれた状況に変化が生じる中で、震災の影響が顕在化してくることがあった。震災によって生じたズレは、本人も気づかぬうちに時間経過とともにだんだんと広がっていき、何らかのライフイベントが生じた時に、大きなズレになっていたことにはじめて気づく。とりわけ、卒業・修了が迫る時期には、気持ちの揺れとも相まって、もう一度自分自身の震災以後の経験を振り返り、とらえ直しが必要となるような事例も見られた。

# 今後の自然災害に備えて

本稿で振り返ってみたように、自然災害の 影響は、しばらく時間をおいて様々な形で顕 在化してくるものであり、災害発生からの時 間経過によって、顕在化する問題の性質も異 なってくる。支援者には、このような認識を 持ち、その時々に合わせた対応が求められる。

また、自然災害というとPTSDと直結させて考えられやすいが、実際にはPTSDの治療を必要とするような学生は必ずしも多いとはいえない。しかし、すべての青年が何らかの意味深い体験をしており、そのような体験を抱えて大学生活どう乗り切っていくかということや、震災があったことを自分の人生の中にどのように位置づけていくかということを支える姿勢が、学生支援を行う側には重要と考えられる。

#### 〔引用文献〕

岩井圭司 (2006). 各論1 自然災害 (総論と災害前準備) 金吉晴 (編) 心的トラウマの理解とケア 第2版 じほう pp.63-73.





# 国際人間学研究科 歴史地理学専攻 准教授 渡 部 展 也 (WATANABE Nobuya)

慶應義塾大学 政策・メディア研究科修了。博士(政策・メディア)。専門は地理情報科学。特に考古学分野におけるリモートセンシングやGISの応用をテーマにしている。中国、中東の先史時代、初期王朝期を中心に考古学研究者と共同で研究を行っている。中国先史時代における人間の生業と周辺環境・資源との関係の動態をモデリングする方法が最近の興味である。



# 遍在する地理空間情報 様々な「境界」の消失



# 「地理空間情報」の過去と現在

地理空間情報とは地図から車の現在地まで 広く位置に関わる情報を内包する言葉だが、 考えてみるとこの種の情報の収集は、ついこ の前までかなりの困難を要するものであっ た。そもそも日常的にこうした情報に触れる 機会は道路地図や駅の案内図を見る程度で あって、多くの人にとって地理空間情報は生 活と無縁の存在であったといっていいだろ う。

デジタルの地理空間情報が一般に活用され るようになった最初の応用例にカーナビをあ げる人は多い。実際、カーナビは大きくは位 置の計測(GNSS:全地球衛星測位システム) と電子地図による表示·ルート検索機能(GIS: 地理情報システム) で構成されており、主要 な地理情報技術が活用されている。もっとも、 カーナビも運転という限定された条件で使用 されるものであって、この普及をもっても本 当の意味で日常的に地理空間情報が浸透した とは言い切れない。これ以降もIKONOSに代 表される高分解能衛星の打ち上げやGoogle Earthの登場など、地理空間情報の活用にお ける画期となる出来事はあったが、日常生活 への普及というまでは進まなかったのが 1990年代から2000年代初頭の実状であっ た。この状況はスマートフォンの登場で一変 する。スマートフォンは多数の人々が日常的 にもちいているという点、情報がインター

ネットを介してリアルタイムに収集・配信されているという点でそれまでの情報サービスとは一線を画するものであった。今や世界の20%以上がスマートフォンを持っていると言われており、今後も普及率は急速に高まっていくと予想されている。持ち歩く事が前提となるスマートフォンの場合、情報を検索しサービスを受けようとする内容は、多くの場合、今いるその場所(位置)と紐付けられる必要がある。ユーザーの動向を知りたい企業にとっても、より便利なサービスを受けたいユーザーにとっても位置情報は不可欠かつ最も基本的な情報のひとつとなったのである。

## 地理空間情報の計測と収集

地理情報サービスを提供するにあたり、様々なスケール、種類の地理空間情報が必要となる。最近では各方面で計測技術が飛躍的に向上し、自動化・精緻化が進んでいる。例えば人工衛星を例にとれば、現在の商用衛星で最も高い分解能は31cm(Worldview-3)となっており、これ以外にも多くの衛星が1mを切る分解能を有している。また、これまで衛星による同一地点の観測には数日を要したが、同程度の小型衛星を複数個運用するSatellite constellationにより、現在では短時間のうちに再観測が可能となった。衛星画像以外にも、航空レーザー計測技術や車載型の3D計測装置は数cmから数十cmの精度

で地表の3次元形状を半自動的に計測することを可能とした。これらは3次元都市モデルや地形データの飛躍的な精緻化をもたらした。また、ドローンの利用も高い解像度の空中写真を安価に収集・計測する手段として世界で盛んに研究されている。

一方でこうした測量的な話とは別に、スマートハウスやスマートシティという形で、家や都市のエネルギーや環境のモニタリングも進められている。もちろん、これらの計測データにも「どこで」を示す位置情報が付加されており、都市環境動態の詳細かつ多様な地理空間情報が収集さればじめている。

さらに、GPSや計測機器の低価格化や地理 空間情報へのアクセシビリティの向上を受け て、一般のユーザーが自分たちで計測や測量 を行い、地図や情報を作成する動きも目立っ てきた。もっとも有名な活動はOpen Street Map(OSM) であり、これはフリーの地図作 成ソフトをもちい、世界中の賛同者の協力で 無料のデジタル地図を作成しようというプロ ジェクトである。現在では世界中のかなりの 範囲がカバーされており、データもネットに 公開されているため誰でも利用できる。ス マートフォンと連動する環境計測機器も販売 されており、放射線量や気象、大気について の情報を収集・配信する個人も現れている。 このように、様々な形で膨大な地理空間情報 が日々計測・収集されており、その量も種類 も加速度的に増えつつあるのが現状である。

# 情報の活用:デジタルアース

さて、こうして収集され、主にネットを介 してやり取りされる膨大な位置情報付きデー 夕は、広い意味でのGISをもちいて処理され る事になる。広い意味でというのは、現在の 地理空間情報はビッグデータ化し、多岐に 渡っているため、電子的な地理空間情報を扱 う事にのみ特化した、いわゆる従来のGISを 利用するだけではないからである。いずれに しても、位置情報を介して異なる内容の地理 空間情報を統合する事、そしてスケールや境 界などの区切りを持たずシームレスにこれら の処理や可視化が行われることが重要であ る。1998年に当時の米国副大統領、アル・ ゴアによって提唱されたデジタルアースは、 多様な地理空間情報の統合を基盤として、地 球規模の複合的な課題を検討しようとするも のであった。環境問題や各国の紛争をはじめ として国際的な課題が山積する現在、計測結 果というエビデンスに基づくコミュニケー ションや合意形成を進めるためにも、こうし た情報基盤の重要性はますます高まりつつあ る。この基盤の活用や、基となる情報の収集 には組織や国、研究者だけではなく、一般の 市民も関わる事が可能であるし、むしろ重要 と考えられている点は特徴的である。

# 官から私そして「公」へデータの爆発

歴史的にみても、地図に代表される地理空間情報は多くの場合、為政者すなわち官の必要性から作成されてきたケースがほとんどである。そう考えると2000年前後を境に、地理空間情報が一般人の日常へ急速に普及し始めたことは画期的な出来事であったと考えられる。このことは一方では地理空間情報が「デジタル情報」としての側面を色濃く持つようになったこととも関係する。スマートフォンというネットへの入り口を持ち歩くようになった結果、現実の位置とバーチャル空間での位置をリアルタイムで対応付ける必要が生じる。秒単位で刻々と変わる環境と位置を反映するためには必然的に地理空間情報はデジ

タルとならざるを得ないし、それを個々の ユーザーが自由に扱えることでサービスが成 立する。ここにおいてユーザーは地理空間情 報を受け取る側でもありかつ発信する側にも なったといえるだろう。さらに言えば、一般 ユーザーの発信する、あるいはユーザーから 収集される膨大な情報は、ある部分で個々の プライバシーと密接な「私」の部分を持ちつ つも、もう一方ではすでにビッグデータとし ての「公」の性格を持ち始めている。スマー トフォンやSNSの利用を通し、相互に融通 しあう「私」の情報は「公」のものとして活 用されており、しかも従来のいわゆるトップ ダウン型の情報とは、生成の過程も情報とし ての内容も異なる側面を持っている。あるい は既に私的な情報に対する新たな価値観が生 まれているのかもしれない。

# 地図は「静止した面的枠組み」 ではなく個々に動的な地物の集 約表現の一形態となった

ここで一度、従来の紙地図と現在のデジタ ルの地図との違いについて考えてみたい。従 来の地図は、静的な時空間の一断面を表現し たものである。位置座標はその枠組み自体が 有しており、記載されている個々の地物の位 置はその枠組み(例えば図郭の座標値や地物 相互の相対的な位置関係)から与えられる。 これは、個々の地図記号は単体としては意味 を持たず、もちろん地図と切り離された単独 の状態では情報として成立し得ないことを意 味する。これに対し、デジタルの空間情報の 場合、個々の地物は、たとえ単独であっても その座標と計測値(属性値)の両方を保持し ている事が一般的である。つまり、多岐に渡 る無数の地物の計測結果を必要に応じて集約 した結果が地図になるということである。特 定の種類のみを組み合わせるだけでなく、属 性情報に時間についての記述があれば、同じ 時間や時間幅の情報だけを地図化することも 可能である。もちろんこれは、先述のOSMに みるように、一人のユーザーは地図の一部を 作成できるだけであっても、全体としては地 理空間情報として大きな意味を持つという ユーザー参加型の地図作成が成立する理由で もある。情報作成の間口の広さと多様さ、情 報の更新頻度の高さ、そして図化における高 い柔軟性がデジタル地図の面白さなのである。

## バーチャルとリアルのハザマ

バーチャルリアリティ(仮想現実)が言わ れて久しいし、現在も拡張現実(AR: Augmented Reality) の浸透にみるように 進化し続けている。先述したとおり、現在の 位置情報とデジタル空間内の位置情報が対応 付けられることは、ある意味でリアルとバー チャルをリンクすることでもある。このリン クがAR等の形でリアルに表現され、多数の 人間が経験として共有した場合、この経験は バーチャルであろうかリアルであろうか。仮 想と現実は言葉では対義語でありながら、昔 から幽霊や妖怪などの「仮想」は呪いや祈り などの形で「現実」に影響を与え続けてきた し、時代によってはその境界は曖昧でさえ あった。一定以上の人数が概念や経験を共有 することは、仮想と現実の境界を曖昧にする ことなのかもしれない。

一方でロボティクスの発達はまた少し異なる面を持っているようにも見える。すなわち VRが視覚や聴覚など五感を欺いて現実感を与えるのに対し、ロボットは仮想的な情報に支えられて現実空間に物理的にその姿を現しているともいえる。仮想空間の情報をもとに物理的に現実に働くロボットはまさに現代の式神なのかもしれない。いずれにしても現在の「仮想」はより具体的な影響力を持って、現実に影響を与えるようになっている。デジタルの地理空間情報はこうした境界をもつなぐ基盤的なデータのひとつとしても大きな意味を持っているのである。

### 主要参考情報

- · International Society for Digital Earth
  URL: http://www.digitalearth-isde.org/ (2015/12 閲覧)
- · Open Street Map(OSM)
- URL: https://www.openstreetmap.org/(2015/12 閲覧)
- ・リモートセンシング技術センター URL: https://www.restec.or.jp/(2015/12閲覧)





国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士後期課程 1 年 Thapa Kabita (タパ カビタ)

ネパール出身。2013年3月名古屋産業大学大学院修士課程を修了。2014年4月中部大学 国際人間学研究科博士後期課程に入学。ネパールにおける未亡人の地位について研究 するかたわら災害活動にも参加。



# Widows in Contemporary Society



The term widow is a familiar word among us. However, the practices of widowhood which vary across different regions, cultures, norms and more overly sway over the inheritance of ancestral property are not identical. "Widowhood is a state or period of being widow or widower. A widow is a woman whose husband has died and has not remarried", (Birech, 2012).

In the context of developed countries, widow reflects the image of an elderly woman. However, the cases are not always the same, civil war and the rebellions or terrorism and the pandemic of HIV/AIDS have proliferated the ratio of young widows. If we look at the cases of numerous countries in South Asia, the Middle-East, Central and Eastern Europe and unforgettably Africa, it explicitly reveals the thrive in the number of young widows, propelling those widows in the dearth of economic and emotional distress and dependence on social and service support systems. "Millions of children of widows live in wretchedness and poverty, often withdrawn from education and exploited in child labor or forced into early and unfortunate types of marriages", (Owen, 1996:141).

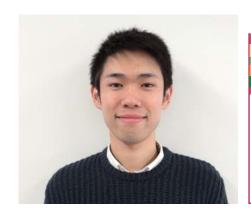
Since the early times, the positions of widows in various societies and cultures resemble each other and are almost similar. Soon after the demise of her husband, splits occur not merely among proximate and immediate relationships, but she is also ejected from most of auspicious functions, congregations, and economic matters of the family. Similarly, in most of the circumstances, widows and their children are viewed with contempt and suspicion by their own families as well as by their neighbors. However, the contexts of widowers, are extremely distinct. Some societies, view them with pathetic feelings and allow them remarriage within a short period of time. Unfortunately, widows in most societies are neither free to remarry nor allowed to resist against new conjugal arrangements. In the meanwhile, plights of elderly widows in both the developing and developed countries often remain an untouched chapter. In the last two decades, rapid industrialization has shifted the traditional forms of society to modern ones. The rapidity of development is instrumental for the transition of

family structure, rapid urbanization and both external and internal migration. As a corollary, elderly widows who are supposed to relys on their grown sons remain alone.

In the present era, globalization has allowed a strong basis for the organizations working on human betterment including women rights. Despite numerous codes of conduct and treaties at the international level relating to widows' rights, on the ground of reality, a huge chasm and conflict still persists between the divergent traditional and modern values, which has immensely ruined the widows' lives.

#### Reference

- · Birech, Jenniffer K. (2012). Widowhood and its challenges in urban areas. Germany: LAP Lambert Academic Publishing.
- $\cdot$  Owen, M. (1996). A World of Widows. London: Zed Books Ltd.



# Profile -

# 国際人間学研究科 言語文化専攻 博士前期課程 1 年 加藤哲朗(Kato Tetsuro)

1992年岐阜県生まれ。中部大学大学院国際人間学研究科 (言語文化専攻) 博士前期課 程に在学中。専攻は一般音声学。破裂音に見られる発声開始時間 (Voice Onset Time = VOT) を研究している。日本人母語の英語学習者、英語母語の日本語学習者と英語 と日本語のバイリンガルのVOT長が言語話者間でどのように異なるか、また異なるこ とで目標言語の習熟度との相関性を探る。



# 日本語話者、英語話者、バイリンガルの VOT に関する一考察



#### 問題の所在

本研究では、日本語を母語とする英語学習 者(JL1)、英語を母語とする日本語学習者 (EL1) と英語と日本語のバイリンガル (BL) の3グループのVOT長を比較する。さらに、 語頭子音の調音点の影響、及び、語頭の子音 に続く母音の質の違いがVOTにどの程度影 響するかを明らかにする。また、BLのVOT は日本語発話と英語発話において夫々の母語 話者と全く同じなのかを検証する。

## 実験方法

テスト語を2種類用意した。1つは英語の テスト語で、C¹VC²語構造とした。C¹とC² は/p, t, k/とし、Vは短母音6種:/I, e, æ, α, Λ, υ/である。また、有意味語(有意味語 がない部分は無意味語)とした。他方、日本 語のテスト語は、英語のテスト語をカタカナ にしたものである。従って、語構造は  $C^1V^1C^2C^2V^2 \ge tas.$   $C^1 \ge C^2 tas.$   $t, k/\overline{c}$ ある。V<sup>1</sup>は日本語に合わせて、母音5種類: /i, e, a, o,  $\mathbf{w}/\angle \mathbf{U}$ ,  $\mathbf{V}^2 = /o$ ,  $\mathbf{w}/\angle \mathbf{U} t_o$ また、日本語のテスト語の母音は英語の母音 と対応するよう、/r/を/i/、/ε/を/e/、/æ/  $\epsilon/\alpha/$ ,  $\alpha/\epsilon/\alpha/$ ,  $\alpha/\epsilon/\omega/$   $\epsilon/\omega/(2e$ ,  $\alpha/=\alpha/\alpha/$ として日本語の母音5つに合うように発話さ せた。被験者は、JL1が3名、EL1が3名、 BLが3名である。3グループに2種のテスト 語を静かな部屋で単独発話を5回繰り返させ、

デジタル録音した。(Sampling rate: 44.1kHz) 計測にはPraatを用い、C<sup>1</sup>の VOT長のみ計測した。分析数は、4,455語 のVOT(54語 (英語)+45語 (カタカナ)×5 回繰り返し×被験者9名)となった。

# 分析結果

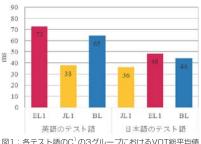




図2:各テスト語C1の調音点ごとの3グループにおけるVOT平均値

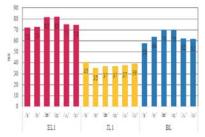


図3:英語テスト語におけるC<sup>1</sup>の後続母音のVOT平均値

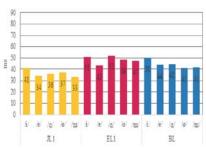


図4:日本語テスト語におけるC1の後続母音のVOT平均値

# 考察と結論

結果、VOT長は、EL1>BL>JL1という ことが明らかになった。各グループ間に大き な差が見られた。次に、英語と日本語のテス ト語においては、EL1>BL>JL1の順に VOTが長くなることが明らかになった。さ らに、C¹の調音点による差は、英語テスト ではJL1とBLは/k/>/t/>/p/の順。EL1 は、/t/>/k/>/p/の順であった。日本語テ スト語では、3グループ全員/k/>/t/>/p/ の順であった。また、C<sup>1</sup>の後続母音が英語 の場合は、JL1は高母音のほうが長くなる傾 向が見られ、EL1とBLでは低母音のほうが 長くなる傾向が見られた。それに対して、 C<sup>1</sup>の後続母音が日本語の場合は、JL1とBL は高母音のほうが長くなる傾向が見られ、 EL1は低母音のほうが長くなる傾向が見ら れた。そして、VOT長を見る限り、日本語 と英語のバイリンガルは、完全なバイリンガ ルと言えないという結果が出た。





国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 修士課程 佐々木陽平(Sasaki Youhei)

1987年愛知県生まれ。中部大学大学院国際人間学研究科(歴史学・地理学専攻)修士課程在学中。専攻は日本近代史。卒業研究では満州事変と新聞報道に関する研究を行った。現在では、日本の侵略は外国と比べた場合不当といえるのかという疑問を持ち、当時の日本は許容範囲内で外交を行なっていたかどうかという視点で研究を行っている。



# 対華二十一カ条要求と列国条約の比較

### はじめに

対華二十一カ条要求は第一次世界大戦中の 1915年、日本が中国に対し行なった 二十一ヵ条からなる要求である。この要求に より日中関係は大きく悪化し、山東問題、5・ 4運動などを引き起こすこととなった。対華 二十一カ条要求は日本外交史上きわめて印象 の悪い事件である。例えば、要求を見た袁世 凱は「日本はなぜ中国人を狗豚の如く奴隷の 如く取り扱わんとするのか」と憤ったという エピソードがよく引用される。しかし、袁世 凱の顧問を勤めた日本軍人によれば、袁世凱 は「日本言論界には私を狗豚のように軽蔑す る議論もある。」と発言したと報告している。 どちらが真実かは不明だが、袁世凱が憤った というエピソードのみが世上に流布されてい る。

# 他国の条約との比較

対華二十一カ条要求はこれほどまでに悪い 印象をもたれているのだが、他の条約と比較 するという作業はこれまで行われてこなかっ た。20世紀に入ると世界分割は終了し、植 民地国では独立の気運が高まってくる。日本 の要求は世界分割が終わっていることを認識 し、作成されたものであるかどうかが重要で ある。そこで他国の条約と比較し、19世紀 的要求とそうでないものに区別を行なうこと とする。

比較に使用したものは1826年に英・ビルマ間で締結されたヤンダボー条約、1898年に露清間で結ばれた遼東半島租借条約、1898年独清間で結ばれた膠州湾委附に関する条約、1899年に仏清間で結ばれた広州湾租借に関する条約である。ヤンダボー条約は第一次ビルマ戦争の講和条約として結ばれたもので、海岸部の領土をイギリスへ譲渡すること等が定められた。

清国と列強が結んだ条約では、いずれも租借地の獲得と租借地内に軍隊が自由に侵入できることが定められている。また、鉄道の敷設権に関する取り決めも行なわれたことも共通している。ロシアは例外的に租借期限を25年としているが、他の列強は99年と定めた。租借地の設置は事実上の割譲である。領土の割譲こそが19世紀的帝国主義の特徴といえよう。

これに対し二十一カ条要求は、大連・旅順の租借期限延長、吉長鉄道の管理経営権の延長、警察の日中合弁、日本人顧問の採用、日本製兵器の購入、などの19世紀的要求が見られる。だが、一方では日本人が満蒙に土地を賃貸し業務に従事する権利、漢治萍公司(中国の製鉄会社)の日中合弁化など、経済的権益に関する要求も見られることである。日本人が経済進出すれば現地経済を活性化させ、雇用をもたらす可能性がある。また、漢治萍公司の日中合弁化が実現すれば経営難にあっ

た公司の改善も見込まれる。つまり、対華 二十一カ条要求は19世紀的要求と20世紀 的要求の混合型であると評価できる。

# おわりに

対華二十一カ条要求は19世紀型と20世紀型の混合であり、要求作成に当たった外務省は、世界分割が終了していることをある程度認識していたと考えられる。これからの研究課題として、世界分割終了を認識していたという視点に立ち、対華二十一カ条要求の作成過程の整理を行なっていきたい。当時の世論が強硬であった事はよく知られており、外務省と大きく認識が異なるのではないか。この研究により歴史に新たな認識を加えるものにしたい。

#### シンポジウム「下街道一 -宿場と文化の歴史を訪ねて―」を開催

国際人間学研究科主催によるシンポジウム 「下街道一宿場と文化の歴史を訪ねて一」が、 2015年12月12日に、中部大学不言実行館 1階アクティブホールで開催された。2015 年1月に開催したシンポジウムの続編ともい えるものであり、現在の春日井市、多治見市、 土岐市を貫いて走る旧下街道沿いの宿場とそ こでの文化について、地元郷土史家やまちづ くり担当者によって報告が行われた。宿場に 残る言い伝えの検証、宿場の成立過程と果た した役割、近世・近代に活躍した著名人の再 評価など数多くの興味深い話題に対し、90名 近い参加者は熱心に耳を傾けた。



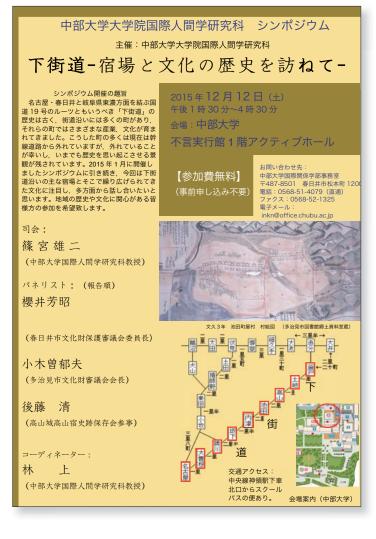
櫻井芳昭氏



小木曽郁夫氏



後藤 清氏





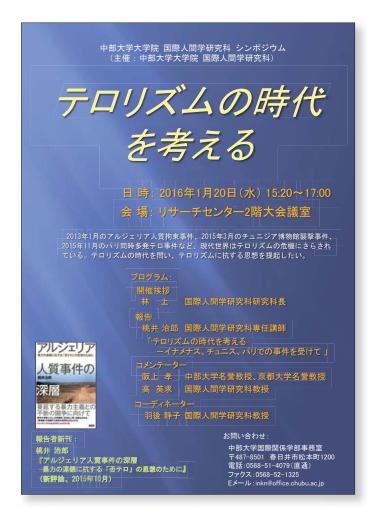


シンポジウム参加者



# シンポジウム「テロリズムの時代を考える」を開催

国際人間学研究科主催のシンポジウム「テロリズムの時代を考える」を2016年1月20日、中部大学リサーチセンター2階大会議室で開催した。本研究科の桃井治郎講師による「テロリズムの時代を考えるーイナメナス、チュニス、パリでの事件を受けて一」の基調報告に対し、阪上 孝中部大学名誉教授・京都大学名誉教授と高英求国際人間学研究科教授から多方面に及ぶ貴重なコメントがあり、羽後静子国際人間学研究科教授の司会で議論が展開された。時宜を得た非常に重いシンポジウム・テーマということもあり、大雪で足元の悪い中にもかかわらず大学内外から70名を超える参加者があった。報道関係者による取材もあり、シンポジウム関連の記事が翌日の新聞(県内版)に掲載された。





桃井治郎 講師



阪上 孝 教授



高 英求 教授



羽後 教授 桃井 講師

阪上 教授



シンポジウム会場風景

# 第4回「院生の力」研究報告会を開催

院生による研究報告会を2015年12月2日に開催した。修士論文の作成とは別に、院生が日頃、どのようなテーマに関心を持ち、 どのような研究に取り組んでいるかを多くの方に知ってもらうのが主な目的である。当日は、国際関係学部、人文学部の学生の参加もあり、指導教員によるコメントを含めて様々な意見が飛び交い、深く議論することができた。

中部大学国際人間学研究科主催

# 第4回「院生の力」研究報告会

2015年12月2日(水)15時30分~17時

人文学部 2階 2522教室

第1報告

加藤 哲朗

国際人間学研究科 言語文化専攻 博士前期課程 1 年

「日本語話者、英語話者、バイリンガルの VOT に関する一考察」 コメンテーター: ヤーッコラ伊勢井敏子 教授(国際人間学研究科言語文化専攻)

第2報告

佐々木 陽平

国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 博士前期課程1年

「対華二十一ヵ条要求と列国諸条約の比較」

コメンテーター:三浦 陽一 教授(国際人間学研究科歴史学・地理学専攻)

第3報告

タパ カビタ

国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士後期課程 1 年

Status of Widows' in Contemporary Society

コメンテーター: U・メーワルト 教授(国際人間学研究科国際関係学専攻)

学部生の来聴を歓迎します。 (卒論作成の参考にしてください)



















# 2015年度修士論文審査発表会を開催

2015年度の国際人間学研究科修士論文審査発表会が2016年2月8日に開催された。今年度は、下記の院生から修士論文が提出された。審査発表会の当日は、修士論文の指導に当たった教員、研究室でともに机を並べて研究に励んだ他の院生、それに学部生をはじめ多くの参加者が、研究発表に耳を傾けた。日本における伝統的・土着的な埋葬様式、日本語を学ぶ外国人のためのアニメを生かした教材開発、中国人日本語学習者にとっての依頼表現のむずかしさに関する論文に対して、多数の教員から質問やコメントがあり、熱気を帯びた審査発表会となった。

氏 名	修士論文題目	
橋本 英征	「マクライシ」の機能とその変遷 一火車除けから目印へ一	
<b>ラニカ</b> ゚ン マシュー	アニメの日本語と日本語教育 ―Co-Chu による現実性および適切性分析―	
李 翰林	中国人日本語学習者の依頼発話に見られる「ストラテジー」 一日本語母語話者と比較して一	







橋本 英征さん

ラニガン マシューさん

李 翰林さん















修士論文審査発表会後の懇親会

# 中部大学国際人間学研究科

国際関係学、言語文化、心理学、歴史学・地理学の各専攻は、文化的、歴史的基盤にたち ながら、国際社会でコミュニケーション能力や関係構築能力が十分発揮できる人材、あるい は人間、社会、地域の本質を把握し、柔軟に行動できる人材を総力を挙げて育成します。



## 国際関係学専攻

科目【博士前期課程】

#### 国際政治経済研究コース

政治経済研究特論/国際法特論/国際政治学特論/国際経済学特論/国際機構論/応用計 量経済学/国際金融論/国際協力論/開発経済学特論/開発ガバナンス論/発展途上国論/国 際社会開発論

#### 国際社会文化研究コース

社会文化研究特論/文化人類学特論/国際社会学特論/観光人類学特論/国際ジェンダー論 /比較文明論/比較環境論/比較社会史論/比較宗教論/ヨーロッパ社会文化研究特論/アメリ カ社会文化研究特論/中東・アフリカ社会文化研究特論/中国・アジア社会文化研究特論/国 際比較文明特論/地域言語特殊研究

#### 共通科目

研究方法論/臨地研究論/近代世界表象体系

### 特別研究

研究指導/課題指導

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

## 科目【博士後期課程】

国際政治経済学専門研究演習 国際社会文化論専門研究演習 国際比較文明論専門研究演習

# 心理学専攻

科目【博士前期課程】

心理学研究法特論/知覚心理学特論/健康心理学特論

### 学校心理学科目群

認知心理学特論/社会心理学特論/発達心理学特論/臨床心理学特論/教育心理学特論/ 学習指導法特論/学校教育特論/障害児心理学特論/生徒指導特論/心理検査法特論/学 校カウンセリング特論/教育統計学特論

### 特別研究

研究指導/課題指導

# 研究科共通

日本語論文の書き方

科目【博士後期課程】

学習心理学専門研究/教育心理学専門研究/認知心理学専門研究/臨床心理学専門研究

# 言語文化専攻

科目【博士前期課程】

#### ジャーナリズムコース

研究基礎(情報収集、メディア・クリティシズム)/現代国家・制度特論/現代史特論/情報産業・ 流通特論/現代社会特論/社会心理学特論/情報技術とメディア特論/ジャーナリズムと倫理特 論/現代の広報特論/報道記事作成技法/ドキュメンタリー作成技法/プロジェクト/研究指導

#### 英語圏言語文化コース

応用言語学特論/英語教育法特論/英語学特論/英米文学特論/英語圏言語文化総論/研

#### 日本語日本文化コース

日本語学特論/日本語教育学特論/古典文学特論/近代文学特論/日本文化特論/伝承文芸 特論/日本芸能特論/国語教育特論/研究指導

#### 共通

近代世界表象体系

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

### 【博士後期課程】

メディア・コミュニケーション専門研究 英語圈言語文化専門研究 日本言語文化専門研究

# 歴史学・地理学専攻

科目【博士前期課程】

### 歴史学コース

日本古代史特論/日本中世史特論/日本近世史特論/日本近代史特論/日本現代史特論/アジ ア中特論/中国中特論/ヨーロッパ中特論/ア刈カ中特論/社会経済中特論/思想中特論/文 化史特論/技術史特論/美術史特論/歴史学研究

### 地理学コース

地理情報学特論/都市政策学特論/自然地理学特論/地誌学特論/地理学研究

### 共通科目

近代世界表象体系

#### 特別研究

研究指導

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

【博士後期課程】

歷中学専門研究演習 地理学専門研究演習

●発行:中部大学大学院国際人間学研究科

●編集者:林 上

●発行日:2016年3月1日

●〒487-8501 愛知県春日井市松本町 1200●中部大学国際人間学研究科(国際関係学部事務室)

●電話:0568-51-4079 (直通) ●ファクス:0568-52-1325

●電子メール: inkn@office.chubu.ac.jp

●国際人間学研究科ホームアドレス:

http://www3.chubu.ac.jp/graduate/global\_humanics/